

法テラスをとりまく最近の動向

民事法律扶助並びに犯罪被害者支援などに関する制度改正や、刑事司法制度改正にかかわる動きなど、法テラスをとりまく最近の動向を紹介する。

■民事法律扶助並びに犯罪被害者支援などに関する制度改正の動き

総合法律支援に関する有識者検討会の検討状況について

「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」は、法務大臣の私的な懇談会として、法律実務家、学者、有識者を構成員として、運用及び制度の両面から幅広く議論を行った。平成26年3月18日に第1回会議が開かれ、同年6月11日の第8回会議においてとりまとめがなされた。

検討された論点は、「高齢者・障がい者に対する法的支援」「大規模災害の被災者に対する法的支援」「DV・ストーカー等被害者に対する法的支援」「ADR利用者に対する法的支援」「受託業務の問題点及びこれを解消するための方策」「スタッフ弁護士への活動にあたっての問題点及びこれを解消するための方策」である。

高齢者・障がい者については、関係機関連携による司法ソーシャルワーク推進の必要性を確認したうえで、無料法律相談の実施範囲の拡大や、生活環境等の調整にかかる法律サービスについても代理援助・書類作成援助の対象とすることなどが

提言された。

大規模災害の被災者については、大災害のたびに特例法を制定するような事態を避けるために、支援法のなかに被災者に対する無料法律相談等の仕組みをあらかじめ定めておくべきとされた。

DV・ストーカー等被害者については、生命・身体への被害に進展する可能性のある緊急事案においては、資力を問わない法律相談が必要であるとされ、また、特に援助が必要な被害者については、代理援助等における償還を要しない制度設計を検討すべきとされた。

その他、ADR手続（あっせん型）に対する代理援助の活用や、受託業務の範囲拡大、スタッフ弁護士が十全に機能するための方策の検討などが提言された。

法務省において、平成27年通常国会への総合法律支援法改正案提出に向けた検討が進められている（平成26年9月現在）。

犯罪被害者支援業務に関する支援の拡充について

犯罪被害者支援業務では、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月策定）において法テラスに関する課題が示されたことから、平成25年度は次の取り組みを行った。

犯罪被害者等保護法及び総合法律支援法の改正により、平成25年12月から被害者参加人への旅費等の支給が実施され、法テラスが支給事務を担っている。被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件も同時に緩和され、「3月以内」に支出する療養費等を控除するとあったのが「6月以内」とされ、基準額も「150万円未満」から「200万円未満」に引き上げられた。

このような新たな制度により、犯罪被害者等はその被害に係る刑事手続に適切に関与できるよう支援の拡充が図られた。

■刑事司法制度改正にかかわる動き

国選付添人選任範囲の拡大による事件増

平成20年改正少年法の附則に基づき少年法の見直しが始まり、法制審議会は平成25年2月に少年法改正を答申、それを受けて政府は法案を国会に提出し、平成26年4月に成立した。

今回の少年法改正の主な内容は、①検察官関与制度の対象事件の範囲を長期3年を超える罪に拡大（必然的に必要的国選付添人制度の対象範囲も拡大）、②家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲を長期3年を超える罪に拡大するというものであった。

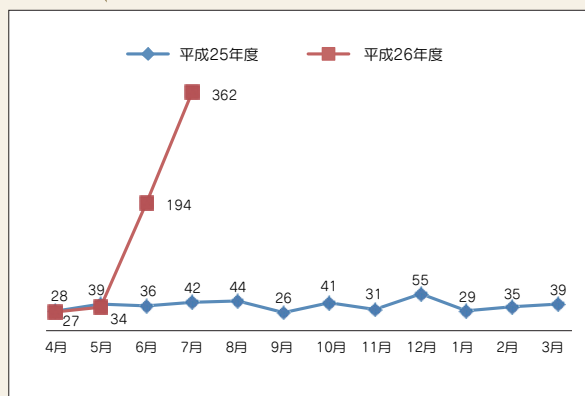
法テラスは、これに対応するために、国選付添人態勢の拡充のために国選付添人名簿の整備を行い、裁判所や弁護士会との間で被疑者国選制度から国選付添人制度への移行のスキームの確認を行った。

平成26年6月18日から国選付添人制度の対象事件の範囲が拡大され、この影響は資料動向-1のとおり国選付添人事件受理件数に反映されている。

被疑者国選弁護人選任範囲の拡大による事件増

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会は、新しい刑事司法のあり方を検討し、法制審議会総会は、平成26年9月には最終答申を取りまとめたが、その中で被疑者国選弁護の対象を勾留状が発せられている全被疑者に拡大するとしており、これを受けておいて法案が提出されるものと思われ

資料 動向-1 国選付添人事件受理件数



るが、拡大後は被疑者国選弁護事件は従前よりも約40%増加すると考えられており、法テラスとしては、これに対応して迅速な接見を実現するために、国選弁護人登録名簿の充実と確実な指名打診方法を確立しておくことが求められている。

